

広島県告示第五百五号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十九条第一項の規定によつて、平成十九年広島県告示第三百三十六号（臨港地区内における分区の指定）で指定した江田島都市計画小用港臨港地区内における分区の一部を次のように変更する。

なお、関係図書を広島県土木建築局港湾振興課及び広島県広島港湾振興事務所港営課において縦覧に供する。

平成二十八年八月四日

小用港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

一 変更前

漁港区	分区の種類	区 域	面 積 (ヘクタール)
		江田島市江田島町切串一丁目、同市江田島町切串三丁目、同市江田島町切串四丁目、同市江田島町小用一丁目、同市江田島町小用三丁目、同市江田島町小用四丁目及び同市江田島町秋月二丁目のそれぞれ一部	三・〇五

二 変更後

漁港区	分区の種類	区 域	面 積 (ヘクタール)
		江田島市江田島町切串一丁目、同市江田島町切串三丁目、同市江田島町切串四丁目、同市江田島町小用一丁目、同市江田島町小用三丁目、同市江田島町小用四丁目及び同市江田島町秋月二丁目のそれぞれ一部	三・六六